

平成25年 定期監査の中間結果について

監査委員は、出先機関374箇所のうち127箇所について、平成25年4月までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

1 定期監査実施の概要

監査の結果、17箇所で20件の不適切事項が認められました。(内訳は次のとおり。)

< 内容別内訳 >

項目	不適切事項の件数
	件
契 約	5
財 産	5
収 入	3
支 出	2
庶 務	2
予算の執行	2
そ の 他	1
計	20

不適切事項とは、法令に違反している、事務処理が適切を欠いているなどとして指摘したもので、監査結果の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対してその措置の状況を報告することになっています。

< 部局別内訳 >

部局等	対象箇所数	不適切事項あり	
		箇所数	件数
	箇所	箇所	件
県土整備局	12	5	7
教育委員会	30	3	4
県民局	8	3	3
環境農政局	9	2	2
総務局	16	1	1
保健福祉局	15	1	1
公安委員会	13	1	1
企業庁	12	1	1
産業労働局	7	0	0
安全防災局	3	0	0
政策局	2	0	0
計	127	17	20

2 主な不適切事項

不適切事項20件のうち、主なものは次の2件です。

- (1) 県に5万円以上の実損を与えたもの

光熱水費等の立替収入に当たり、空調設備の保守経費について面積案分により負担額を算出することになっているにもかかわらず、これを失念したため、徴収金額が91,558円不足していた。

(県民局県北地域児童相談所)

(2) 同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3件以上あったもの

個人事業者である不動産鑑定士に委託した土地評価算定業務の対価の支払に当たり、所得税法に基づく源泉徴収を行わずに支払っているものが3件あった。

（県土整備局県西土木事務所）